静岡市指定暑熱避難施設協定書

（以下「甲」という。）と静岡市（以下「乙」という。）は、指定暑熱避難施設の指定及び運用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で使用する指定暑熱避難施設及び熱中症警戒情報等の用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第３条 　この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

　１　名称

　２　所在地

　　住所：〒

　　経度：

緯度：

（供用部分）

第４条　対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供

用部分」という。）は別紙のとおりとする。

（開放可能日時等）

第５条　対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

１　 開放する曜日

２　 開放する時間帯

３　開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

（施設の管理）

第６条　対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

２　甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則（令和６年環境省令第２号）に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

３　乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（指定暑熱避難施設の運用）

第７条　住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第５条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第４条に定める供用部分を一般に開放にするものとする。

２　熱中症警戒情報運用期間中、第５条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第４条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

３　前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

４　甲は、対象施設が指定暑熱避難施設であることを広く一般に周知する。

５　乙は、第3条から第5条までに掲げる事項について、市公式ウェブサイトに掲載し、当該事項に変更が生じた場合は掲載内容を変更するものとする。

（変更の協議）

第８条　甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容を変更する必要が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和８年３月31日までとする。た

だし、当該期間の満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をし

ない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和 　年　 月　 日

　甲　 　　名称

　　　　　　 　代表者氏名

　　　　所在地

　　　　　乙　　　　名称　静岡市

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　静岡市長　難波　喬司

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　静岡県静岡市葵区追手町５番１号

別紙